

○山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設

(事業概要)

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 環境影響評価実施根拠   | 奈良県環境影響評価条例      |
| 事業種類         | 廃棄物の処理施設の設置の事業   |
| 事業規模         | 処理能力 最大 284t/日   |
| 事業実施予定者      | 山辺・県北西部広域環境衛生組合  |
| 都市計画決定権者     | (環境影響評価手続実施者)天理市 |
| 事業実施場所       | 奈良県天理市           |
| 関係地域を所管する市町村 | 奈良県天理市、奈良市、大和郡山市 |

(手続状況)

・配慮書

|                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 配慮書提出             | 平成28年12月9日             |
| 配慮書公告             | 平成28年12月16日            |
| 配慮書縦覧期間           | 平成28年12月16日～平成29年1月16日 |
| 配慮書に対する意見書提出期間    | 平成28年12月16日～平成29年1月31日 |
| 配慮書に対する意見書数       | 14通                    |
| 住民意見概要提出          | 平成29年3月3日              |
| 環境審議会へ諮問          | 平成29年1月10日             |
| 環境審議会答申           | 平成29年5月24日             |
| 配慮書に対する知事意見【別紙記載】 | 平成29年5月31日             |

・方法書

|                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 方法書提出             | 平成29年9月19日             |
| 方法書公告             | 平成29年9月28日             |
| 方法書縦覧期間           | 平成29年9月28日～平成29年10月27日 |
| 方法書に対する意見書提出期間    | 平成29年9月28日～平成29年11月10日 |
| 方法書に対する意見書数       | 12通                    |
| 住民意見概要提出          | 平成29年12月1日             |
| 環境審議会へ諮問          | 平成29年10月12日            |
| 環境審議会答申           | 平成30年2月13日             |
| 方法書に対する知事意見【別紙記載】 | 平成30年2月26日             |

(環境審議会審議経過)

・配慮書

|               |            |
|---------------|------------|
| 第1回環境影響評価審査部会 | 平成29年3月23日 |
| 第2回環境影響評価審査部会 | 平成29年4月21日 |
| 環境審議会         | 平成29年5月23日 |

・方法書

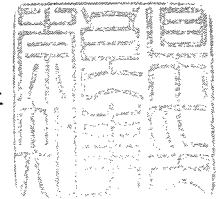
|               |             |
|---------------|-------------|
| 第1回環境影響評価審査部会 | 平成29年11月1日  |
| 第2回環境影響評価審査部会 | 平成29年12月19日 |
| 第3回環境影響評価審査部会 | 平成30年1月23日  |
| 環境審議会         | 平成30年2月13日  |



環政第119号  
平成29年5月31日

天理市長 並河 健 殿

奈良県知事 荒井 正吾



山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る  
環境影響評価計画段階環境配慮書に対する意見

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価計画段階環境  
配慮書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

配慮書に記載された都市計画配慮書対象事業の目的および内容は、天理市（以下「都市  
計画決定権者」という。）が天理市岩屋町459番2他（以下「都市計画配慮書対象事業想  
定区域」という。）において、廃棄物焼却施設を新設するものである。

都市計画配慮書対象事業想定区域の近傍には、住宅等が存在することを踏まえ、都市計  
画決定権者は周辺地域の生活環境への影響に十分に配慮すること。

また、必要に応じて関係機関と協議のうえ、具体的な事業計画の策定に伴い、環境影響  
評価方法書以降の図書において、環境への影響を調査、予測及び評価が適切に行われると  
ともに、以下の点に配慮して環境への負荷をできる限り回避、低減することが適当である。

## 1 大気質について

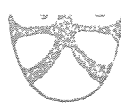
ア 施設の配置について、煙突の高さ及び位置を検討するにあたっては、選定されている複数案により、地形や建物によって生じる下降気流に乗って地面近くに下りてくる焼却施設からの排出ガスによる影響にも配慮した上で、環境影響評価を実施すること。

イ 供用後の施設の稼働について、法規制値よりも厳しい自主的な公害防止基準値を設定する計画としているが、実際に設置される施設の最大濃度の排出ガスを想定し、最大着地濃度を考慮した上で環境影響評価を実施すること。

## 2 景観について

ア 施設の存在による景観への影響について、主要な眺望点という観点だけでなく利用者が多く公共性の高いという観点から名阪国道からの景観、及び建物周辺において樹木が成長した場合の景観に考慮し、環境影響評価を実施すること。

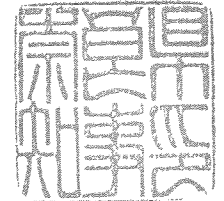
イ 計画建物の形状、デザインについて、周辺の景観に配慮したデザインとし、それらを踏まえ環境影響評価を実施すること。



環 政 第 5 2 7 号  
平成30年2月26日

天理市長 並河 健 殿

奈良県知事 荒井 正吾



山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る  
環境影響評価方法書に対する意見

山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

方法書に記載された都市計画決定権者は天理市であり、都市計画対象事業の目的および内容は、山辺・県北西部広域環境衛生組合が天理市岩屋町459番2他（以下「都市計画対象事業実施区域」という。）において、廃棄物焼却施設を新設するものである。

都市計画対象事業実施区域の近傍には、住宅等が存在することを踏まえ、都市計画決定権者は周辺地域の生活環境への影響に十分に配慮し、環境影響評価その他の手続を行うこと。

また、環境影響評価準備書以降の図書においては、事業の進捗状況も踏まえ、必要に応じて関係機関と協議のうえ、以下の点に配慮して環境影響評価が行われることが適当である。

## 1 大気質について

ア 上層気象の調査について、調査期間を年4季、7日間の調査としているが、観測条件を十分検討した上で、調査・予測・評価を実施すること。

イ 施設の稼働による粉じん等について、粗大・リサイクル施設において予測・評価を実施すること。

## 2 騒音・振動・低周波音について

ア 騒音・振動の調査地点について、敷地境界、民家等との距離・位置関係を準備書に記載すること。

イ 低周波音の調査について、周辺民家近傍の現況を十分調査した上で、予測・評価を実施すること。

## 3 水質について

ア 降雨時における水質調査について、強い雨が降ると予測される条件でも、調査・予測・評価を実施すること。

## 4 動物・植物・生態系について

ア 魚類底生動物の調査地点について、選定理由を準備書に記載すること。

イ 植物の調査について、湿地及びため池の中の水草類についても調査を実施すること。

## 5 景観について

ア 景観デザインについて、完成形の配慮事項を整理し、準備書に記載すること。

## 6 その他事業計画について

ア 煙突の高さについては、自主規制値を十分達成できる条件で、景観にも配慮し、決定すること。